

# お 知 ら せ

平成 5 年 7 月 24 日

「ヒト成長ホルモン治療適応判定申請書記入の手引き」  
の第 1 頁の記載を下記の通り変更いたします。

成長科学協会  
適応判定委員会

## 現

適応の判定は、まず適応基準(1)で判定し、適応でないと判定された場合は自動的に適応基準(2)で判定します。そのため、適応基準(1)の判定に最小限必要な項目（暦年齢・骨年齢・身長・過去 2 年間の成長率・2 つ以上成長ホルモン分泌能テストの頂値・甲状腺機能〔fT4 または T4 TSH〕）は、必ず記入して下さい。

## 改訂（太字部分）

適応の判定は、まず適応基準(1)で判定し、適応でないと判定された場合は自動的に適応基準(2)で判定します。そのため、適応基準(1)の判定に最小限必要な項目（暦年齢・骨年齢・身長・過去 2 年間の成長率・**成長ホルモン分泌能テストの頂値（2 つ以上必要です。3 つ以上やった場合も、全部記入して下さい。）**・甲状腺機能〔fT4 または T4、TSH〕）は、必ず記入して下さい。更に、申請書の裏面に、実施されたすべての成長ホルモン分泌刺激試験の検査結果報告書（採血時間ごとのデータすべて）のコピーを添付して下さい。

## 現

### 5. その他

- 1) 1 年ごとに、治療成績報告書を提出して下さい。
- 2) なんらかの理由で治療を一時中断し、治療を再開する場合は中断していた理由を記入して下さい。
- 3) 開発治験例からの継続は、治療成績報告書を提出し、登録番号を受けて下さい。

## 改訂（太字部分）

### 5. その他

適応判定に伴い、登録番号をつけます。この登録番号は、治療成績報告書の提出にともない、<sup>件</sup>毎年更新されます。したがって、治療成績報告書が提出されないと登録が抹消されることとなります。

- 1) 1 年毎に、治療成績報告書を提出して下さい。6 ヶ月試用の場合は、6 ヶ月後に提出し、以後 1 年毎になります。
- 2) なんらかの理由で治療を一時中断し、治療を再開する場合は中断していた理由を記入して下さい。また、治療を中止した場合は、その時点で治療成績報告書を提出して下さい。
- 3) 開発治験例からの継続は、適応判定申請書と治療成績報告書を同時に提出し、登録番号を受けて下さい。